第 15 章 公務員・選挙・司法・公安



15-1. 県 員 数(平成30~令和2年) 職

各年4月1日現在

年 別	総数	行政職	公安職	教育	那	研究職		医 療 職	
年齢別学歴別	芯 奴	1) 以娰	公女帆	(1)	(2)	训允娰	(1)	(2)	(3)
平 成 30 年	17,626	4,031	1,990	2,568	5,735	264	15	281	111
平 成 31 年	17,513	4,029	1,991	2,552	5,672	263	15	263	115
令 和 2 年	17,460	4,036	1,995	2,535	5,651	273	14	270	110
20歳未満	90	42	48	_	_	_	_	_	-
$20 \sim 24$	1,064	309	240	43	346	12	-	6	3
25 ~ 29	2,131	381	286	157	614	40	1	43	9
30 ~ 34	1,548	299	291	192	462	32	-	32	7
35 ~ 39	1,915	368	282	217	349	33	1	33	21
40 ~ 44	1,921	438	218	328	453	30	-	39	10
45 ~ 49	2,664	744	162	491	696	38	3	54	15
$50 \sim 54$	3,046	649	161	479	1,181	38	2	35	25
55 ~ 59	3,200	689	242	461	1,392	40	3	15	19
60歳以上	630	117	65	167	158	10	4	13	1
大学院卒 大 学 卒	12,769	2,529	1,050	2,403	5,546	264	14	134	48
短 大 卒	1,521	33	5	63	105	3	_	131	62
高 校 卒	3,151	1,474	940	69	_	6	_	5	_
中学卒	19	-	-	-	-	-	-	-	
					企	業職	員		
年 別 年齢別学歴別	海事職	技 能 労務職	企業事				病院事業職員		
十四四四十五三四		<i>刀刀</i> 升机	一般職	技 能 労務職	一般職	技 能 労務職	(1)	医療職(2)	(3)
平成30年	27	495	149	12	178	92	192	266	1,220
平成31年	28	486	151	12	177	87	195	268	1,209
令和2年	28	481	147	12	182	86	192	267	1,181
20歳未満	_	_	_	_	_	_	_	_	_
20 ~ 24	1	_	4	_	39	_	_	14	47
25 ~ 29	1	_	20	_	26	_	7	52	113
30 ~ 34	3	-	11	-	18	-	27	42	132
35 ~ 39	1	9	13		22	3	26	23	146
40 ~ 44	6	69	23	2	19	14	29	43	200
45 ~ 49	6	122	34	2	18	18	32	29	200
50 ~ 54	7	131	24	5	19	25	22	30	213
55 ~ 59	3	102	14	2	20	22	22	28	126
60歳以上	-	48	4	1	1	4	27	6	4
大学院卒 大 学 卒	1	_	96	1	111	1	192	155	224
短大卒	10	9	8	1	23	8	_	112	948
高 校 卒	16	454	43	10	48	77	_	_	9

注:1)教育職(1)は県立高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員。

教育職(2)は市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員。

²⁾ 医療職(1) は病院等に勤務する医師及び歯科医師。

医療職 (2) は病院等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師及び保育士並びにその他の医療技術職員。 医療職 (3) は病院等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師。

資料: 県人事委員会、県人事課、県企業局総務企画課、県病院事業局県立病院課

15-2. 市町村職員数(平成31、令和2年)

				•		2 • 29 •					各年4月	1日現在
市町村別	総数	一般行政職	税務職	海事職	医師・ 歯 科 医師職	薬剤師・ 医 療 技術職	看 護 保健職	福祉職	消防職	教育職	企業職	その他
平成31年	12,429	6,188	693	4	23	135	547	622	726	224	2,520	747
令和2年	12,494	6,193	689	6	22	148	553	620	731	223	2,596	713
市部	9,267	4,285	506	6	3	76	251	422	731	159	2,304	524
市部	3,227	1,908	183	0	19	76 72	302	198	/31	64	292	189
אם נו נש	U,LL7	1,500	100		10	/_	002	130		04	LUL	100
村山地域	5,496	2,581	317	_	8	75	217	294	527	110	1,061	333
最上地域	1,336	656	59	_	11	29	114	81	_	8	24	63
置賜地域	2,363	1,368	143	_	3	27	127	89	_	40	736	126
庄内地域	3,267	1,588	170	6	_	17	95	156	204	65	775	191
山形市	2,445	912	117	_	2	43	48	92	253	80	766	132
米 沢 市 鶴 岡 市	988	388	53	_	_	5 5	24 36	24	204	5 25	454	35
鶴 岡 市 酒 田 市	1,907	719 570	78 62	6	_	10	35	48 72	204	10	708 49	84 74
新庄市	274	186	24	0	_	2	9	19	_	4	16	14 14
寒河江市	446	181	22	_	_	3	11	37	_	5	146	41
上山市	324	167	21	_	_	3	11	32	55	4	9	22
村山市	269	155	17	_	_	1	6	18	44	2	12	14
長井市	293	223	16	_	_	_	14	6	_	3	12	19
天 童 市	516	238	34	_	_	1	19	28	66	5	90	35
東 根 市	373	215	28	_	_	1	10	17	58	4	22	18
尾花沢市	259	139	16	_	1	2	18	21	51	2	_	9
南陽市	285	192	18	_	_	_	10	8	_	10	20	27
山辺町	123	89	10	_	_	_	6	7	_	1	-	10
中山町	106	79	10	_	_	_	4	7	_	1	_	5
河北町	150	105	11	_	-	-	7	11	_	2	7	7
西川町	151	81	5	_	3	8	33	9	_	1	4	7
朝日町大江町	148 112	75 80	9		2	13	35		_	1 1	3 2	10 12
大石田町	101	65	8		_	_	4 5	4 11	_	1	_	11
金山町	96	64	5	_	2	3	18	-	_	_	2	2
最 上 町	171	87	9	_	3	12	33	22	_	1	1	3
舟 形 町	75	64	4	_	_	-	4	2	_	_	1	-
真室川町	161	79	5	_	4	9	37	6	_	1	4	16
大 蔵 村	89	49	5	_	2	3	7	10	_	1	_	12
鮭 川 村	80	57	3	_	_	_	2	13	_	_	_	5
戸 沢 村	99	70	4	_	-	-	4	9	-	1	_	11
高 畠 町	387	149	18	_	_	-	10	6	_	2	186	16
川 西 町	199	128	13	_	_	-	9	13	_	12	4	20
小 国 町	188	96	7	_	3	19	43	12	_	1	2	5
白 鷹 町	185	108	11	_	_	_	6	2	_	1	55	2
飯 豊 町	134	84	7	_	_	3	11	18	_	6	3	2
三川町	91	56	7	_	_	-	5	8	_	7	-	8
庄 内 町	234	151	12	_	_	2	10	10	_	22	15	12
遊佐町	147	92	11	_	_	_	9	18	_	1	3	13

資料:県市町村課

15-3. 選挙人名簿登録者数(令和元、2年)

—— 市	町村	別	令	和元年9月1日		,	令和2年9月1日	
衆	議院議員選	学	計	男	女	計	男	女
総		数	925,012	443,113	481,899	916,061	439,319	476,742
市		部	736,880	351,908	384,972	731,212	349,611	381,601
町	村	部	188,132	91,205	96,927	184,849	89,708	95,141
山	形	市	207,430	98,109	109,321	206,383	97,737	108,646
米	沢	市	68,028	32,906	35,122	67,424	32,688	34,736
鶴	岡	市	107,595	50,967	56,628	106,594	50,530	56,064
酒	田	市	87,804	41,589	46,215	87,031	41,194	45,837
新	庄	市	29,954	14,252	15,702	29,618	14,127	15,491
寒	河 江	市	34,438	16,646	17,792	34,190	16,554	17,636
上	Ш	市	26,414	12,567	13,847	26,071	12,416	13,655
村	Ш	市	20,743	10,015	10,728	20,346	9,833	10,513
長	井	市	22,710	10,958	11,752	22,391	10,807	11,584
天	童	市	51,811	24,980	26,831	51,801	25,004	26,797
東	根	市	39,475	19,417	20,058	39,488	19,456	20,032
尾	花 沢	市	13,879	6,764	7,115	13,555	6,634	6,921
南	陽	市	26,599	12,738	13,861	26,320	12,631	13,689
山	辺	町	12,088	5,843	6,245	11,989	5,785	6,204
中	山	町	9,687	4,715	4,972	9,600	4,671	4,929
河	北	町	15,748	7,605	8,143	15,505	7,488	8,017
西	Ш	町	4,684	2,259	2,425	4,544	2,206	2,338
朝	日	町	5,966	2,936	3,030	5,836	2,875	2,961
大	江	町	7,020	3,449	3,571	6,826	3,362	3,464
大	石 田	町	6,069	2,987	3,082	5,921	2,925	2,996
金	山	町	4,654	2,266	2,388	4,530	2,221	2,309
最	上	町	7,360	3,596	3,764	7,179	3,511	3,668
舟	形	町	4,593	2,216	2,377	4,483	2,161	2,322
真	室川	町	6,653	3,165	3,488	6,486	3,077	3,409
大	蔵	村	2,743	1,349	1,394	2,683	1,322	1,361
鮭	Л	村	3,633	1,769	1,864	3,558	1,722	1,836
戸	沢	村	3,953	1,896	2,057	3,835	1,843	1,992
高	畠	町	19,633	9,536	10,097	19,369	9,398	9,971
Ш	西西	町	13,048	6,398	6,650	12,870	6,330	6,540
小	国	町	6,467	3,204	3,263	6,311	3,133	3,178
白	鷹	町	11,715	5,731	5,984	11,480	5,626	5,854
飯	豊	町	6,027	2,947	3,080	5,878	2,865	3,013
三	<u>т</u>	町	6,152	2,949	3,203	6,164	2,954	3,210
庄	内	町	18,165	8,672	9,493	17,920	8,594	9,326
遊	佐	町	12,074	5,717	6,357	11,882	5,639	6,243
 第	1		307,430	146,214	161,216	305,844	145,613	160,231
第	2	区	322,249	156,496	165,753	318,254	154,811	163,443
第	3	区	295,333	140,403	154,930	291,963	138,895	153,068
次业	· 旧 常兴炫:			110,100	101,000		100,000	100,000

資料:県選挙管理委員会

15-4. 警察職員数及び警察署管轄区域等(平成31、令和2年)

(1) 警察職員数

各年4月1日現在

——————————————————————————————————————	総 数		者	<u>乾</u>		察		T	<u> </u>		その他の
区 分	形 奴	総 数	警視監	警視長	警視正	警視	警 部	警部補	巡査部長	巡査	職員
平成31年	2,358	2,021	_	1	7	90	184	561	580	598	337
令和2年	2,358	2,021	_	1	7	90	184	561	580	598	337
警察本部	882	662	_	1	6	62	95			498	220
警 察 署	1,476	1,359	_	_	1	28	89			1,241	117

資料:県警察本部 (2) についても同じ

(2) 警察署別管轄区域等

単位:面積=km²

警察署別	管内人口	管内面積	管	内市	町村	数	管 内	管 内	管 内 市 町 村 名
言祭石加	官的八口	目的即復	総数	市	町	村	交番数	駐在所数	管 内 市 町 村 名
平成31年	1,081,285	9,323.15	35	13	19	3	39	99	
令和2年	1,068,863	9,323.15	35	13	19	3	40	93	
山 形	272,434	473.90	3	1	2	_	11	12	1
寒 河 江	76,729	935.56	5	1	4	_	3	7	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町
上 山	29,514	240.93	1	1	-	_	1	-	上山市
村 山	70,322	403.92	2	2	_	_	3	4	村山市、東根市
天 童	62,037	113.01	1	1	_	_	2	3	天童市
尾花沢	21,704	452.07	2	1	1	_	-	4	尾花沢市、大石田町
新 庄	71,115	1,803.23	8	1	4	3	1	13	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町
									大蔵村、鮭川村、戸沢村
米 沢	95,754	715.11	2	1	1	-	4	11	米沢市、川西町
長 井	45,609	701.79	3	1	2	_	1	5	長井市、白鷹町、飯豊町
南陽	53,193	340.78	2	1	1	_	2	3	南陽市、高畠町
小 国	7,025	737.56	1	_	1	_	_	3	小国町
鶴岡	129,997	1,344.75	2	1	1	-	5	16	鶴岡市、三川町
酒 田	113,188	811.36	2	1	1	_	7	11	
庄 内	20,242	249.17	1	_	1	_	_	1	

注:1)管内人口は、県統計企画課算出の山形県推計人口(4月1日現在)による。

2) 管内面積は、国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」及び総務省の推計による。

15-5. 登記及び謄、抄本交付数等(平成30~令和2年)

(1) 登記

単位:登録免許税=千円

												7 12	<u> </u>	Z3V/CHI/DC 1 1 1
	年	티			総	数				商業法人の登記				登記
	+	別		件 数	個 数		登録的	登録免許税		件数			登録免許税	
平	成	30	年	112,3	19 29	1,965	2	2,535,477			9,	801		186,116
令	和	元	年	106,7	24 26	8,109	2	2,476,391			10,	173		196,812
令	和	2	年	101,6	16 26	3,005	2	,343,989			9,	990		189,326
	年	디디		才	動 産 登	記			そ	の	他	0)	登	記
	+	別		件 数	個 数	登録	录免許税	件	数		個	数		登録免許税
平	成	30	年	102,432	291,873	2	2,327,860		86				92	21,500
令	和	元	年	96,476	268,034	2	2,271,926		75				75	7,652
令	和	2	年	91,573	262,945	2	, 145, 903		53				60	8,759

資料:山形地方法務局 (2) についても同じ

(2) 謄、抄本交付数等

単位:手数料=千円

		件	数			
年 別	総数	謄本	抄 本	閲覧	証 明 (印鑑証明を含む)	手数料
平 成 30 年	1,744,954	783,177	4,571	868,280	88,926	193,172
令 和 元 年	1,758,009	780,057	5,177	876,289	96,486	193,829
令和2年	1,751,465	792,603	4,602	860,988	93,272	188,784

15-6. 民事及び行政事件数 (令和2年)

(1) 山形地方裁判所、同管内支部

事件の種類		受 理	[既済	未済
争 什 り 俚 規	総 数	旧受	新 受	瓦瓦 伊	不 伊
民事・行政総数	5,514	1,868	3,646	3,658	1,856
民 事	5,489	1,857	3,632	3,654	1,835
第一審通常訴訟	817	410	407	436	381
人事訴訟	_	_	_	_	-
手形・小切手訴訟	_	_	_	_	-
控訴	31	13	18	21	10
再審(訴訟)	_	_	_	_	-
民事非訟	4	1	3	3	1
商事非訟 (会社整理・特別清算を除く)	18	_	18	16	2
保全命令	18	1	17	18	-
人身保護	_	_	_	-	-
民事執行(配当等手続)	1,000	247	753	796	204
強制執行 (不動産等執行)	62	22	40	38	24
強制執行(債権等執行)	1,531	746	785	842	689
担保権実行(不動産担保権実行)	159	73	86	80	79
担保権実行(債権等担保権実行)	27	23	4	8	19
過料	654	27	627	500	154
雑	167	11	156	148	19
その他の事件	1,001	283	718	748	253
行 政	25	11	14	4	21
第一審訴訟	22	11	11	2	20
その他の事件	3	_	3	2	1

資料:山形地方裁判所

(2) 山形地方裁判所管内簡易裁判所

事件の種類	Ę	ŧ I	里	田 汶	土. 汶
事件の種類	総 数	旧受	新 受	既済	未 済
民 事 総 数	3,315	291	3,024	3,131	184
通常訴訟	813	166	647	700	113
手形・小切手訴訟	_	_	_	_	_
少額訴訟	37	3	34	34	3
少額訴訟判決に対する異議申立て	-	_	_	_	-
再審 (訴訟)	_	-	_	_	-
和解	6	1	5	6	-
督促	1,167	26	1,141	1,157	10
公示催告	3	-	3	2	1
保全命令	-	-	_	-	-
調停	254	58	196	219	35
その他の事件	1,035	37	998	1,013	22

資料:山形地方裁判所

15-7. 強制執行・倒産件数 (令和元、2年)

		山形地方	裁判所、同	管内支部	
事件の種類		受 理	既済	 未 済	
	総 数	旧受	新 受	灰 伊	木 仴
令 和 元 年	2,786	1,109	1,677	1,652	1,134
令 和 2 年	2,652	1,134	1,518	1,603	1,049
強 制 執 行	1,593	768	825	880	713
担保権の実行としての競売	186	96	90	88	98
破 産	754	234	520	554	200
再	3	2	1	2	1
個 人 再 生 等 ※	114	34	80	78	36
会 社 整 理 · 特 別 清 算	2	_	2	1	1

注:※「個人再生等」は、小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件である。

資料:山形地方裁判所

15-8. 民事調停事件数 (令和元、2年)

	山形	地方裁	判所、	同管内	支 部		山形地方裁	划所管内的	簡易裁判所	
事件の種類	受		理	既済	未済	受		理	既済	未済
	総 数	旧受	新 受	玩 /月	不 伊	総 数	旧受	新 受	玩 伊	不 /月
令 和 元 年	3	1	2	2	1	274	50	224	216	58
令 和 2 年	7	1	6	2	5	254	58	196	219	35
一 般 調 停	7	1	6	2	5	178	35	143	149	29
宅 地 建 物 調 停	_	_	_	_	_	19	6	13	18	1
農事調停	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
商 事 調 停	_	_	_	_	_	9	1	8	7	2
交 通 調 停	_	_	_	_	_	11	5	6	8	3
公 害 等 調 停	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
特 定 調 停	_	_	_	_	_	37	11	26	37	_

資料:山形地方裁判所

15-9. 刑事事件数(令和元、2年)

(1) 山形地方裁判所、同管内支部

事件の種類		受理人員		未済	
	総 数	旧受	新 受	人員	人員
令 和 元 年	1,026	131	895	866	160
令 和 2 年	1,138	160	978	998	140
通常第一審事件	558	156	402	422	136
その他の事件	580	4	576	576	4

資料:山形地方裁判所 (2) についても同じ

(2) 山形地方裁判所管内簡易裁判所

 事件の種類	Ä	受理人員	Į	既済	未済
争けり性規	総 数	旧受	新 受	人員	人員
令 和 元 年	4,451	112	4,339	4,335	116
令 和 2 年	4,312	116	4,196	4,228	84
通常第一審事件	124	24	100	100	24
略 式 事 件	1,485	92	1,393	1,425	60
その他の事件	2,703	_	2,703	2,703	_

15-10. 家事事件数(令和元、2年)

(1) 家事事件種類別件数

(山形家庭裁判所、同管内支部・出張所)

(1 /)	(工) 3(1) 1 1										
			令 5	和元	年			令 5	和 2	年	
事件の	事件の種類		}	理	既 済	未済	Ę	}	里	既済	未済
		総 数	旧受	新 受	玩 伊	不 仴	総数 旧 受		新 受	玩 伊	木 併
総	数	10,733	983	9,750	9,679	1,054	11,210	1,054	10,156	9,895	1,315
審	判	8,818	448	8,370	8,296	522	9,127	522	8,605	8,485	642
調	停	1,341	440	901	902	439	1,513	439	1,074	943	570
人事	訴 訟	117	55	62	55	62	123	62	61	58	65
共	助	111	16	95	100	11	114	11	103	100	14
雑		329	19	310	311	18	315	18	297	292	23
その	他※	17	5	12	15	2	18	2	16	17	1

注:※その他とは、通常訴訟事件、民事控訴提起事件、飛躍上告受理申立て事件、飛躍上告提起事件、再審事件、家事抗告 提起事件、保全命令事件、子の返還申立て事件である。 資料:山形家庭裁判所 (2)(3)についても同じ

(2) 家事審判事件数

(山形家庭裁判所、管内支部・出張所)

		(µ.	17127 NE 35, T1		тр <u>шлх/л/</u>
事件の種類	受 総 数	旧受	新 受	既 済	未済
	8,818	448	8,370	8,296	522
令 和 ② 年 別表第一審判事件	9,127 9,004	522 496	8,605 8,508	8,485 8,418	642 586
後見開始の審判及びその取消し	221	34	187	195	26
保佐開始の審判・取消しなど 補助開始の審判・取消しなど	76 41	14	62 41	61 32	15 9
不在者の財産の管理に関する処分 失踪の宣告及びその取消し 夫婦共有財産の分割に関する処分等	28 14	$\frac{-}{4}$	28 10	27 8	1 6
夫婦共有財産の分割に関する処分等	14	_	-	0 -	-
特別代理人の選任 (嫡出否認) 子の氏の変更についての許可	1,211	- 14	1,197	1,195	16
養子をするについての許可 離縁後の未成年後見人の選任	3	_	3	3	_
離縁をするについての許可	31	_	31	29	2
特別養子縁組の成立及び離縁に関する処分 特別代理人の選任(利益相反行為)	8 124	4 3	4 121	6 117	2 2 7
第三者が子に与えた財産の管理者選任等 親権・管理権の喪失の宣告・取消し	- 3	$\frac{-}{2}$	- 1	- 3	
親権・管理権の詳仕・回復	_	6	-	-	-
後見人等の選任 後見人等の辞任	88 61	3	82 58	78 52	10 9
後見人等の解任 後見人の財産目録の作成の期間の伸長	3	1	2	3	_
後見人等の権限行使についての定め及びその取消し 居住用不動産の処分についての許可	46 39	1	45 38	42 37	$\frac{4}{2}$
郵便物等の配達の嘱託及びその取消し又は変更	10	_	10	10	_
後見人等に対する報酬の付与 後見等監督処分 後見終了に伴う管理計算の期間の伸長	1,509 2,210	50 140	1,459 2,070	1,448 2,074	61 136
後見終了に伴う管理計算の期間の伸長 成年被後見人死亡後の事務	51		51	51	_
臨時保佐人等の選任(利益相反行為)	-	_	-	-	_
扶養義務の設定及びその取消し 推定相続人廃除及びその取消し	1	_	1	1	_
推定相続人廃除等に伴う遺産の管理に関する処分 相続の承認又は放棄の期間の伸長	94	12	- 82	- 85	9
相続の承認又は放棄の期間の伸長相続財産の保存又は管理に関する処分担待の関立を認及は推奪の取消し	2	-	-	-	_
相続の限定承認又は放棄の取消し 相続の限定承認の申述受理	10	_	$\begin{vmatrix} 2\\10 \end{vmatrix}$	8	2 2
鑑定人の選任 相続の放棄の申述の受理	2,541	168	2,373	2,309	232
相続財産の分離に関する処分 相続財産管理に関する処分 (財産分離)					
相続財産管理人選任等(相続人不分明)	287	14	273	271	16
特別縁故者への相続財産の分与 遺言の確認	11	3	8 –	9	2
遺言書の検認 遺言執行者の選任	118 17	9 2	109 15	108 16	10 1
遺言執行者に対する報酬の付与	7	_	7	7	_
遺言執行者の解任及び辞任 遺言の取消し	_	-	-	-	_
遺留分の放棄についての許可 任意後見契約に関する法律関係	30	- 1	29	29	- 1
戸籍法による氏の変更についての許可 戸籍法による名の変更についての許可	73 21	3	70 20	70 19	1 3 2
就籍についての許可	1	1 -	1	1	_
戸籍の訂正についての許可 戸籍事件についての処分に対する不服	2	1	1	2	_
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項の事件 児童福祉法28条1項の事件	12	- 5	$\begin{array}{c} - \\ 7 \end{array}$	12	_
児童福祉法28条1項の事件 児童福祉法28条2項の事件	-	-	-	-	-
児童福祉法33条5項の事件 生活保護法30条3項の事件	_ _	_	-	-	_
心神喪失者等の医療観察法23条の2第2項ただし書の事件 破産法61条及び238条の事件	_ _	_	_ _	_	
遺留分の算定に係る合意の許可	-	_	-	_	-
別 表 第 二 審 判 事 件 夫婦の同居・協力扶助	123	26	97 -	67	56 _
家審法 夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割 婚姻費用の分担	- 19	- 1	- 18	- 12	- 7
子の監護者の指定その他の処分	57	14	43	18	39
財産の分与に関する処分 祭祀の承継者の指定	4	_	4	2	2
離縁後の親権者の指定 親権者の指定又は変更	10	$\frac{-}{2}$	- 8	- 8	$\frac{-}{2}$
扶養に関する処分	-	_	-	-	_
家審法 推定相続人の廃除及びその取消し 寄与分を定める処分	- 5	$\frac{-}{4}$	1	$\frac{-}{4}$	_ 1
遺産の分割に関する処分 生活保護法77条2項の事件	7	2	5 -	4	3
家審法 破産法61条の事件	-	_	-	-	_
請求すべき按分割合に関する処分	21	3	18	19	2

15-10. 家事事件数(令和元、2年)(続き)

(3) 家事調停事件数

(山形家庭裁判所、同管内支部・出張所)

	.T.	受理		Ī		
事件の種類	総数	旧受	<u>埋</u> 新 受	既 済	未 済	
	1,341 1,513	440 439	901 1,074	902 943	439 570	
別表第二調停事件 夫婦同居・協力扶助 家審法 夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割 婚姻費用分担 子の監護者の指定その他の処分 財産の分与に関する処分 祭祀の承継者の指定 離縁後の親権者の指定 親権者の知分 家事法 推定相続人の廃除及びその取消し 寄与分を定める処分 遺産の分割する処分 生活保護法77条2項の事件 家審法 破産法61条の事件 標準報酬等の按分割合に関する処分 特別の寄与に関する処分	872 - - 210 400 26 2 - 58 5 - 18 138 - 13 2	249 - - 64 85 8 2 - 8 4 - 6 69 - - 3	623 - 146 315 18 - 50 1 - 12 69 - 10 2	508 154 222 12 2 - 41 3 - 11 53 8 8 2	364 - 56 178 14 - 17 2 - 7 85 - 5	
別表第二以外調停事件 婚姻中の夫婦間の事件 婚姻外の男女間の事件 離婚その他男女関係解消に基づく慰謝料 親族間の紛争 合意に相当する審判 離縁 その他	641 548 2 5 21 18 10 37	190 163 - 3 5 6 2 11	451 385 2 2 16 12 8 26	435 368 2 4 17 13 7 24	206 180 - 1 4 5 3 13	

15-11. 少年関係事件数 (令和元、2年)

(1) 少年関係事件種類別件数

(人員 山形家庭裁判所、同管内支部)

			令	和	元	í	丰					令	7	和	2		年		
事件の種類		受	;	理		既	済	+.	済		受		3	理		既	済	+.	 済
	総数	女 旧	受	新	受	既	月	未	仴	総	数	旧	受	新	受	戉	併	未	仴
総数	40)2	54		348		349		53		364		53		311		296		68
保護事件	39	97	54		343		344		53		361		53		308		293		68
一般	35	53	48		305		304		49		311		49		262		255		56
道路交通		14	6		38		40		4		50		4		46		38		12
準少年保護事件		5	-		5		5		-		2		-		2		2		-
成人刑事事件		-	_		-		-		_		-		-		-		-		_
少年審判等共助事件		-	_		-		-		-		-		-		-		-		_
少年雑事件		-	-		-		-		-		1		-		1		1		_
成人刑事雜事件		-	-		-		-		-		-		-		_		-		

資料:山形家庭裁判所 (2)(3)についても同じ

(2) 少年保護事件数

(人員 山形家庭裁判所、同管内支部)

						(八只	Щ///2%	 	<u>, l⊨1</u>	日17人四/
Ä	受 理				既			済		
					検察官	官送致	保	護	処	分
総数	旧受	新 "	受	総 数	刑事処分相 当	年 齢 超 過	保韻	施設又は児	童養	少年院 へ送致
397	54					12		67	-	5
									-	5
I I						- 1			-	5
1	9								-	_
50	4		46	38				29	-	
		既			済(つ	づき)				
知事又は児童相談			才	「処分	審判	移送・		従たる		未済
強制	非強	制			个開始	凹 7		争作		
	-	- 1		66 59	11	2	16 19	5 15		53 68
	_ _ _	1 - -		37 37 2	5	2	19 - -	15 - -		56 12 12
	総数 397 361 311 117 50 知事又 所長	総数 旧 受 397 54 361 53 311 49 117 9 50 4 知事又は児童相請所 長 へ 送 到 強 制 非強	総数 旧受 新 397 54 361 53 311 49 117 9 50 4	総数 旧受 新 受 397 54 343 361 53 308 311 49 262 117 9 108 50 4 46 田事又は児童相談所長へ送致 強制 非強制	総数 旧 受 新 受 総数 397	総数 旧受 新 受 総 数 刑事処分相 当 397	受理 機察官送致 検察官送致	受 理 機察官送致 保 総数 旧受 新 受 総数 和事処分 相 当 超 過 観 3 397 54 343 344 - 12 12 361 53 308 293 2 11 311 49 262 255 2 6 117 9 108 105 - 5 50 4 46 38 - 5 知事又は児童相談所 長 へ 送 致 不処分 審判不開始 移送・回付 強制 非強制 不処分 審判不開始 16 - 1 59 112 19 - 1 57 110 19 - - 37 52 -	受 理 既 検察官送致 保 護 理 総数 旧 受 新 受 総数 刑事処分 相 当 超 過 優 察 保 護 規章自立 提 報	接数 日 受 新 受 総 数 刑事処分 相 当 超 過 保 護 処 刑事処分 相 当 超 過 優 察 児童自立支援 施設以児童養 護施設へ送致 日 受 新 受 総 数 刑事処分 相 当 過 過 優 察 児童自立支援 施設以児童養 護施設へ送致 日 受 5 日 11 69 - 11 69 - 11 69 - 11 69 - 11 69 - 117 9 108 105 - 5 11 - 50 4 46 38 - 5 29 - 1 日 受 下処分 審 判 不開始 移送・

(3) 少年保護事件の行為別新受件数

(人員 山形家庭裁判所、同管内支部)

	件数	行 為 別	件数
令 和 元 年 令 和 2 年	343 308	住居侵入	10 1
刑 法 犯 窃	239 64	失 火 過 失 致 死 傷 業務上(重·自動車運転)過失致死傷	11 108
強	-	往 来 妨 害	100
詐 欺	11	器 物 損 壊 等	2
恐	-	公務執行妨害	_
横	-	危 険 運 転 致 死	_
遺 失 物 等 横 領 盗 品 譲 受 け 等	3	危 険 運 転 致 傷 そ の 他	_
傷	7	その他	4
		特 別 法 犯	69
傷 害 致 死 暴 行 資 迫	14	道路交通法等	46
	1	暴力行為等	1
殺人(死亡させた罪)	-	道路運送車両法	1
殺人(その他)	-	銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	_
強 盗 致 傷 強 盗 致 死	-	軽 犯 罪 法 売 春 防 止 法	2
強 盗 ・ 強 制 性 交 等 致 死	_	売 春 防 止 法 風 営 法 等	_
強盗・強制性交等	_	麻薬及び向精神薬取締法等	7
強制性交等致死	_	覚せい剤取締法	2
強制性 交等	1	出入国管理及び難民認定法	_
集 団 強 姦 致 死	-	毒物及び劇物取締法	-
集 団 強 姦	-	その他	10
わいせつ	2	<i>^</i> ×□	
財 博	_	で 犯	

注:「風営法」は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の略称である。

15-12. 罪種別受刑者数 (令和元、2年)

各年12月31日現在

罪 種 別	受 刑 者 数	罪 種 別	受 刑 者 数
令 和 元 年	1,041		
令 和 2 年	1,049		
窃盗	146	わいせつ・姦淫	163
強 盗 致 死 傷	123	傷 害 ・ 同 致 死	24
詐 欺 横 領 ・ 背 任	87	脅 迫	_
	4	殺	267
文書印章有価証券偽造	2	放 火	17
贈収賄	_	住 居 侵 入	3
暴 力 行 為 業務上過失致死傷	4	略 取 誘 拐	1
業務上過失致死傷	_	犯 人 蔵 匿・証 拠 隠 滅	-
強盗強姦同致死	61	暴	2
覚 せ い 剤 道 路 交 通 法 違 反	56	鉄 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	1
道路交通法違反	11	麻薬及び向精神薬取締法	4
		その他	73

注:山形刑務所の受刑者は、男子のみである。

資料:山形刑務所

15-13. 刑法犯の認知件数、検挙件数及び人員

(1) 認知件数及び検挙件数・人員の推移(平成27~令和2年)

			認知指数				検	挙	人	員		
年	別	認知件数	(平成27年	検挙件数	総 数		う	ち少	年	(14~19)	歳)	
			= 100)		形心 女义	総 数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
平 成	27 年	5,014	100.0	2,955	1,918	202	_	46	97	11	4	44
平 成	28 年	4,896	97.6	3,156	1,910	145	1	32	73	3	6	30
平 成	29 年	3,975	79.3	3,009	1,699	135	-	29	75	5	1	25
平 成	30 年	3,614	72.1	2,618	1,693	156	6	50	75	5	_	20
令 和	元年	3,275	65.3	2,289	1,514	107	1	40	42	5	-	19
令 和	2 年	3,085	61.5	2,587	1,505	97	1	25	49	5	_	17

注:検挙件数は、検挙地計上方式による。

資料:県警察本部 (2)~(5)についても同じ

15-13. 刑法犯の認知件数、検挙件数及び人員 (続き)

(2) 罪種別(令和元、2年)

単位:件数=件、人員=人

						1 1 11 20	
	罪種別	令	和元	年	令	和 2	年
	ラト 1年 ガリ	認知件数	検挙件数	検挙人員	認知件数	検挙件数	検挙人員
総	数	3,275	2,289	1,514	3,085	2,587	1,505
	殺 人	_	5	_	4	4	2
			Э	5	4	4	2
	強盗	-	1	1	3	3	4
	放 火	2	1	-	17	17	12
	強制性交等	3	4	5	13	13	7
	凶器準備集合	-	_	_	_	_	_
	暴	400	388	460	354	357	428
	傷	133	129	123	119	117	106
	脅 迫 · 恐 喝	43	37	38	33	31	30
	窃 盗	2,098	1,383	656	1,959	1,668	675
	詐 欺	134	125	77	150	150	78
	横	17	13	11	15	12	16
	偽造	3	3	1	8	6	4
	汚 職	2	2	3	1	1	3
	背 任	-	-	-	_	_	_
	賭博		_	_	_	_	-
	わいせつ	38	32	23	33	30	21
	その他の刑法犯	397	166	111	376	178	119

- 注:1)検挙件数については、検挙地計上方式による。
 - 2) 道路上の交通事故に係る業務上等過失致死傷は含まない。
 - 3) 同一人が複数罪で検挙された場合、統計上、検挙件数はそれぞれの犯罪ごとに計上されるが、検挙人員は最も法定刑の重い罪(法定刑が同じ場合は主たる罪)にのみ計上される。
 - 4)検挙件数は犯罪を認知した時点における罪名についての件数であり、その後の捜査により、被疑者の犯した罪名が変更になった場合、検挙人員は当該変更になった犯罪にのみ計上される。

(3) 重要犯罪罪種別(令和元、2年)

単位:件数=件、人員=人

	罪種別		令	和 元	年	令	和 2	年
	ヺ ト 1生 か		認知件数	検挙件数	検挙人員	認知件数	検挙件数	検挙人員
総		数	37	34	29	62	64	44
	殺	人	5	5	5	4	4	2
	強	盗	_	1	1	3	3	4
	放	火	2	1	_	17	17	12
	強制性を	き等	3	4	5	13	13	7
	略 取 · 訪	秀 拐	1	1	1	5	5	4
	強制わい。	せつ	26	22	17	20	22	15

(4) 重要窃盗犯罪罪種別(令和元、2年)

単位:件数=件、人員=人

罪種別	令	和 元	年	令	和 2	年
非 俚 加	認知件数	検挙件数	検挙人員	認知件数	検挙件数	検挙人員
総数	347	292	44	432	420	56
侵 入 盗	334	271	39	420	412	48
住 宅 対 象	120	92	13	82	87	17
その他	214	179	26	338	325	31
自 動 車 盗	11	20	4	10	8	8
ひったくり	1	_	_	1	_	_
すり	1	1	1	1	_	_

(5) 警察署別(令和元、2年)

単位:件数=件、人員=人

	警察署別			令	和 元	年	令	和 2	年
			認知件数	検挙件数	検挙人員	認知件数	検挙件数	検挙人員	
総			数	3,275	2,289	1,514	3,085	2,587	1,505
	Щ		形	998	607	369	930	741	411
	寒	河	江	154	154	78	190	178	102
	上		山	56	63	32	57	37	39
	村		Щ	187	141	79	188	103	67
	天		童	197	135	101	170	161	62
	尾	花	沢	39	31	14	38	43	27
	新		庄	239	171	112	193	185	91
	米		沢	302	221	185	285	255	172
	長		井	102	63	55	74	43	36
	南		陽	152	110	81	138	151	89
	小		国	25	22	24	27	28	19
	鶴		岡	426	269	191	414	358	201
	酒		田	358	267	173	332	256	149
	庄		内	40	35	20	49	48	40

15-14. 法令別特別法犯検挙件数及び人員(令和元、2年)

	法	令	別		検挙 件数	検挙 人員		沒	去 《	令 別			検挙 件数	検挙 人員		Ž	去 令	別			検挙 件数	検挙 人員
令	和		元	年	313	260																
令	和		2	年	349	271																
							出	Ì	質	法		*	6	5	麻	薬及ひ	向精	神薬	取約	帝法	5	3
公	職	選	挙	法	_	-	貸	金	業	規	制	法	2	_	あ	/	\	λ		法	1	1
外	国人	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	登 録	法	_	-	宅	地 建	物	取员	業	法	_	_	大	麻	取	;	締	法	24	12
出入	国管理	及び	難民認知	定法	19	14	関		7	锐		法	2	1	覚	せし	い 剤	取	締	法	45	27
軽	犯		罪	法	24	25	外	国為替	₹及 ≀	び外国	貿易	法法	_	_	医	薬品園	医療材	幾器	等法	÷ *	_	_
競		馬		法	_	_	著	f	乍	権		法	_	_	毒	物 及	び劇	物.	取締	法	_	_
風	営		法	*	5	7	商		1	票		法	7	5	廃	棄物	0	処 理	里 及	び	25	40
売	春	防	止	法	_	_	不	正意	竞 🗧	争防	止	法	_	_	清	掃に	関	する	法法	律	35	42
児	童	福	祉	法	1	1	銃	砲刀剣	類類	折持等	宇取網	許法	65	60	労	働	基		準	法	_	_
山形	県青少	年健	全育成績	条例	7	6	火	薬	類	取	締	法	3	1	そ	0)	他	0)	法	令	98	61

注:1) 「法令別」欄の*印のついたものは、法令の略称を示す。

2) 「風営法」は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」の略称である。

3) 「出資法」は、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の略称である。

4) 「医薬品医療機器等法」は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の略称である。 資料:県警察本部

15-15. 非行少年等の補導状況 (平成27~令和2年)

単位:人

-									
		年	別		刑法犯少年	特別法犯少年	触法少年	ぐ犯少年	不良行為少年
Ī	平	成	27	年	202	29	111	14	929
	平	成	28	年	145	19	91	12	864
	平	成	29	年	135	12	98	9	640
	平	成	30	年	156	18	73	1	588
	令	和	元	年	107	18	73	4	553
	令	和	2	年	97	14	42	_	560

資料:県警察本部